

令和 7 年度公文書等デジタル化委託業務入札説明書

1 一般競争入札に付する事項

公文書等デジタル化に伴う取扱い等については、別添「令和 7 年度公文書等デジタル化委託業務仕様書」のとおり

2 契約担当者

大分県公文書館 館長 櫻井 仁

3 契約に関する事務を担当する部局

〒870-0008

大分県大分市王子西町 14 番 1 号

大分県総務部公文書館

電 話 097-546-8840

F A X 097-546-8849

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に令和 7 年 6 月 20 日（金）午前 10 時 00 分までこの入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（別紙 1）を提出し、承認を受けたうえで、「入札書」（別紙 2）を 10 に掲げる提出場所及び提出期限までに厳封して提出すること。

6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての項目を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者
- (3) 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）公認の文書情報管理士 1 級の有資格者を配置できること。
資格を有する書類：証明書（写し）と有資格者が社員であることの証明書（社員証等の写し）を提出すること。
- (4) 業務に必要な機械を有していること。（リースを含む。）
- (5) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。又は事前に「紙入札（見積）参加届出書」を提出し、承認を受けた者であること。
- (6) この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員が役員となっている事業者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 電子入札システムによる入札参加申請期限

- (1) 申請期限 令和7年6月18日（水）午後5時00分
- (2) 上記6（3）の資格を有する書類を添付すること
（紙による場合は封書で3の担当部局に提出すること）

8 紙による入札参加を希望する場合の「紙入札（見積）参加届出書」の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県総務部公文書館
- (2) 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時00分までに必着
- (3) 上記6（3）の資格を有する書類を封書で併せて提出すること

9 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和7年6月20日（金）午前10時00分

10 紙による入札参加を希望する場合の「入札書」の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県総務部公文書館
- (2) 提出期限 令和7年6月20日（金）午前10時00分までに必着

11 電子入札システムによる開札

予定日時 令和7年6月20日（金）午前11時00分

12 再度入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合、再入札については、金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

13 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

14 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号により免除

15 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記 6 の (2) 、 (3) に掲げる資格の審査申請及び登録事項の変更届の
手続きを経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領等並びに
これらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者が参加すること
を原則とする。
- (2) 入札金額は、各区分（項目）ごとの単価とする。見積にあたっては、別添「令和 7 年
度公文書等デジタル化委託業務仕様書」に示す内容に対する一切の諸経費を含めた額を
記載すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当す
る額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110
分の 100 に相当する金額を記載すること。
なお、上記入札書に記載する金額(単価)は整数であること。

16 入札の取消し、延期等

天災その他やむを得ない事情により公正な入札が行われないと認められるとき、又は入札に
参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を延期し若しくは取り消し、又は
開札を延期することがある。

17 無効な入札

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無
効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

18 最低制限価格に関する事項

設定しない。

19 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、各区分（項目）ごとの単価全てが、それぞれの予定価
格の制限の範囲内であり、予定数量に当該単価を掛け合わせて算出した金額の合計総額
が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおい
て、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し
又は手続きを改めることとする。

20 開札に立会う者

大分県公文書館職員

21 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 5 条第 3 項第 9 号により免除

22 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

23 契約書の作成

落札者決定通知の日から令和 7 年 6 月 26 日（木）までに、県が作成する様式による契約書
に必要事項を記載し、記名押印のうえ提出すること。

24 入札説明書等に対する質疑

- (1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式1）により提出すること。
- ア 受付期間 令和7年6月10日（火）の午前9時00分から令和7年6月17日（火）の午後5時00分まで（日曜日、月曜日及び祝日の休日を除く。）
- イ 提出場所 上記3と同じ場所に持参、郵送又はFAXにより提出すること。
- (2) 質問票の提出があった場合は、回答を大分県ホームページに掲載するものとする。

以 上